

県本部関係部課長
県下各警察署長 殿

宮本企第901号
平成18年5月26日
宮城県警察本部長

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令に係る処分上の留意事項及び処分量定の細目基準並びに事務処理要領について(通達)自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法(以下「読替え後の道交法」という。)第75条の2第2項の規定による車両の使用制限の運用及び処分量定の細目基準については、下記のとおり定め、平成18年6月1日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

第1 読替え後の道交法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令に係る処分基準該当性判断に当たっての留意事項及び処分量定の細目基準

1 用語の定義

この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 車両の使用者

車両を使用する権原を有し、その運行を支配し、管理する者のことをいう。法人である自動車運転代行業者の使用車両(随伴用自動車を除く。)については、当該法人が車両の使用者として、読替え後の道交法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令を受ける客体となる。

(2) 基準日

公安委員会が車両(随伴用自動車を除く。)の使用者である自動車運転代行業者に対し放置違反金納付命令(以下「納付命令」という。)をした場合において、当該納付命令に係る標章が取り付けられた日をいう。

(3) 放置関係使用制限命令

読替え後の道交法第75条第2項(同条第1項第7号に掲げる行為に係る部分に限る。)若しくは読替え後の道交法第75条の2第2項又は道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号)第3条の規定による改正前の読替え後の道交法第75条の2第1項(同法第51条の4(同法第75条の8第3項において準用する場合を含む。))の規定による指示に係る部分に限る。)の規定による命令をいう。

(4) 基準代行業

公安委員会が車両(随伴用自動車を除く。)の使用者である自動車運転代行業者に対し放置違反金納付命令をした場合において、当該自動車運転代行業者が営む自動車運転代行業をいう。

2 処分基準該当性判断上の留意事項

(1) 前歴の回数の計算

- ア 前歴の回数は、基準日前1年以内に、当該自動車運転代行業者が放置関係使用制限命令(以下「使用制限命令」という。)を受けた回数を計算すること。この場合において、使用制限命令を受けた回数とは、当該使用制限命令に係る運転禁止期間の開始の日の回数であり、基準日前1年に当たる日において、既に運転禁止期間が開始している場合は、前歴の回数に含まないものとする。
- イ 前歴の回数を計算する車両は、前記アの期間内に、当該基準代行業の用に供する(供していた)車両とし、当該基準代行業の用に供する間に受けたアの期間内の使用制限命令の回数を計算することとする。
- ウ 基準日の時点で、基準代行業の用に供していない車両であっても、当該自動車運転代行業者が基準代行業の用に供している間に使用制限命令を受けている場合は当該使用制限命令を前歴の回数に含めて計算する。

(2) 納付命令の回数計算

- ア 基準日前6月以内に使用者である自動車運転代行業者が受けた納付命令は、放置違反金納付命令書(以下「納付命令書」という。)が当該自動車運転代行業者に送達されていることが必要がある。したがって、納付命令書の送達を公示送達により行った場合は、納付命令書の掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに送達があったものとみなされるので、基準日から起算して前7日目に当たる日以降に発出された納付命令については、回数通算の対象から除外する。
- イ 仮納付があった場合の公示による納付命令は、掲示を始めた日から起算して3日を経過した日に効力を生ずるものとされているが、書面による納付命令を行った場合との均衡を考慮し、基準日から起算して前7日目に当たる日以降に掲示を始めた納付命令については、回数通算の対象から除外する。

3 処分量定の細目基準

- (1) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第4条の規定により読み替えて適用する道路交通法施行令(以下「読替え後の道交令」という。)第26条の8に規定する車両の使用制限命令の処分基準に該当することとなった車両(随伴用自動車を除く。)の使用である自動車運転代行業者に対する使用制限命令の処分期間の具体的量定は、当該自動車運転代行業者の前歴の回数、基準日前6月以内に受けた当該車両を原因とする納付命令の回数及び車両の種類に応じ、下表に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、読替え後の道交令第26条の8に定める期間の範囲内で、下記(2)に定めるところにより、処分を加重、軽減又は免除することができることとする。

前歴の回数・納付命令の回数 車両の種類	前歴なし			前歴1回			前歴2回以上
	3回	4回	5回以上	2回	3回	4回以上	1回以上
大型自動車、大型特殊自動車又は重被牽引車	30日	40日	50日	60日	70日	80日	3月

普通自動車	20 日	30 日	40 日	40 日	50 日	2月	2月
大型自動二輪車、普通自動二輪車、小型特殊自動車又は原動機付自転車	10 日	15 日	20 日	20 日	25 日	1月	1月

(2) 処分の加重、軽減又は免除

ア 処分の加重

当該自動車運転代行業者が下命・容認若しくはこれに準じる行為又は放置駐車違反を誘発するような行為をしたと認められる場合は、その悪性に照らして、相当な範囲で、処分期間を加重することができるものとする。

イ 処分の軽減

次に掲げる事情のいずれかがある場合で、使用者である自動車運転代行業者の運行管理の改善が期待できるときは、当該処分期間の2分の1を超えない範囲で処分期間を軽減することができるものとする。

(ア) 当該処分により公共輸送力の確保に著しい影響を生じるおそれがあると認められる場合

(イ) 前歴及び免除歴(基準日前1年以内に、当該基準代行業の用に供する車両について、読替え後の道交法第75条の2第2項の規定による使用制限命令の基準に達したにもかかわらず、下記ウの適用により処分を免除されたことをいう。以下同じ。)がなく、かつ、被処分者の使用する自動車の台数が少ないため事業活動等に著しい支障を生ずるおそれがあると認められる場合

(ウ) その他情状酌量すべき事情がある場合

ウ 処分の免除

次に掲げるいずれの事情にも該当する場合は、当該処分を免除することができるものとする。

(ア) 前歴及び免除歴がない場合

(イ) 基準日前6月以内に受けた納付命令の回数が3回で、かつ、処分を決定しようとする時点において、すべての納付命令について、放置違反金の滞納がない場合

(ウ) 使用者である自動車運転代行業者が具体的な再発防止策を提示している場合等、放置駐車違反を防止するための運行管理の顕著な改善が十分に期待できる場合

エ 処分の加重等の留意事項

処分の加重、軽減又は免除を行う場合にあっては、被処分者に車両を使用させることの危険性を慎重に検討した上で、社会的に相当と認められる範囲内で行うこと。特に処分の免除の判断は慎重に行うこと。また、同一条件にある被処分者に対して不公平な取扱いとならないように配慮すること。

第2 読替え後の道交法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令に関する事務処理要領

1 使用制限基準該当性の確認

(1) 放置違反金納付命令書・使用制限書の確認

交通指導課長は、読替え後の道交法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令の基準に該当する車両（以下「基準該当車」という。）について、納付命令状況等を確認した後、交通部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）に、放置違反金納付命令書、使用制限書の写しとともに報告するものとする。

(2) 基準該当車の現状確認

交通企画課長は、当該基準該当車の使用者、使用の本拠の位置等の変更の有無について、自動車登録ファイル等で再確認するものとする。

2 車両使用制限命令事案報告書の作成

(1) 交通企画課長は、基準該当車として確認し、さらに、宮城県内に当該基準該当車の使用者である自動車運転代行業者の主たる営業所があると確認された場合は、使用制限命令の手続きを行うこととし、別紙1の「車両使用制限命令事案報告書」を作成し、事案処理の経過を明らかにするものとする。

また、当該自動車運転代行業者の主たる営業所が他の都道府県に移転している場合は、当該都道府県に事案を移送するものとする。

(2) 上記(1)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、手続きを行わないものとする。

ア 使用制限命令の基準に該当しない場合

イ 当該基準該当車が滅失している場合

ウ 使用者が変更されている場合

3 処分量定

交通企画課長は、前記第1の3に定める基準に基づき審査し、処分量定を行うものとする。

4 聴聞手続

(1) 総説

聴聞は、法第75条の2第3項において準用する法第75条第5項から第8項まで、行政手続法（平成5年法律第88号）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）の定めるところによるほか、下記によるものとする。

(2) 聴聞の主宰者

聴聞の主宰者は、交通企画課長とする。

(3) 聴聞の通知、公示等

ア 聴聞通知書の発出に当たっては、あらかじめ、当該使用制限命令の基礎となる納付命令の原因となった違反について、違反行為をした運転者が反則告知又は交通切符による検挙（以下「反則告知等」という。）を受けていないかどうかを確認し、反則告知等を受けている場合には、聴聞通知書の発出並びに聴聞の期日及び場所の公示を保留し、納付命令について確認後に措置すること。

イ 使用制限命令を受ける対象となる車両の使用者である自動車運転代行業者（以下「当事者」という。）に聴聞通知書を送付（交付）したときは、別紙2の「受領書」

を徴すること。

ウ 聴聞の期日及び場所の公示は、別紙 3 により行うこと。なお、当事者の所在が判明しない場合において、聴聞の通知を行政手続法第 15 条第 3 項に規定する方法によって行うときは、当該通知を公示と兼ねて行うこと。この場合の公示については、別紙 4 により行うものとする。

5 処分決定

(1) 処分要件の再確認

公安委員会により処分を決定する場合は、その前日に、当該処分の基礎となる納付命令について、取消しが行われていないか、再度確認を行うこと。

なお、使用制限命令の決定後に、当該処分の基礎となった納付命令が法第 51 条の 4 第 16 項の規定により取り消されるに至ったとしても、使用制限命令の効力に影響はない。

(2) 聴聞後主たる営業所の所在地が他府県に移転された場合の取扱い

聴聞後、処分決定前に、処分対象車両の使用者である自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地が他の都道府県に移転された場合は、当該都道府県警察に対して、車両使用制限事案報告書の写し、処分量定に関する意見について記載した書類その他関係書類とともに事案を送付すること。

6 処分執行

(1) 処分執行者

処分執行は、対象車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長が行うものとする。

(2) 処分執行要領

ア 使用制限書の作成

交通企画課長は、公安委員会が処分決定した事案について、「車両の使用制限書」（宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（以下「県代行規則」という。）様式第 8 号（第 2 条関係）。以下「使用制限書」という。）を作成すること。

ただし、使用制限書は命令をしたときに交付するものであり、使用制限命令自体は非要式行為であるから、その効力については、同書受領の有無は影響しない。

イ 使用制限書及び標章の送付

交通企画課長は、対象車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長に対して、使用制限書及び自動車の運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の規定により読み替えて適用される道路交通法施行規則第 9 条の 15 で定める様式の標章（以下「運転禁止標章」という。）を送付するものとする。

ウ 処分の執行

使用制限書及び運転禁止標章の送付を受けた警察署長は、速やかに当該処分に係る車両の使用者である自動車運転代行業者（以下「被処分者」という。）に対して、使用制限書を交付するとともに、当該処分に係る車両の前面の見やすい箇所に運転禁止標章をはり付けるものとする。

エ 処分執行結果の報告

処分執行を行った警察署長は、別紙5の「車両使用制限処分執行報告書」を作成し、当該報告書を交通企画課長に送付するものとする。

オ 他の都道府県警察に対する処分執行依頼

処分決定後、処分執行を行うまでの間に、対象車両の使用の本拠の位置が他の都道府県警察の管轄区域内に変更された場合は、変更先の都道府県警察に対し、別紙6の「車両使用制限処分執行依頼書」に使用制限書、運転禁止標章その他関係書類を添付して送付し、処分執行を依頼するものとする。

また、処分執行の依頼を受けた場合においては、速やかに処分執行するとともに、その結果を、前記エに準じて、処分執行の依頼をした都道府県警察に連絡するものとする。

カ 関係記録の保存

処分を執行した事案の関係書類は、処分年月日順に整理し、処分警察署において処分執行の日から3年間保存すること。

処分決定をしたが、被処分者が所在不明等のため、処分未執行となっている事案については、処分決定の順に整理保管すること。

(3) 処分執行の留意事項

ア 被処分者又はこれに代わるべき者の立会い

処分執行は、被処分者又はこれに代わるべき代理人等の立会いを得て、これを行うことを原則とする。なお、被処分者が法人の場合は必ずしも法人の代表者を立ち合わせることを要しないが、処分車両の属する営業所の長等処分車両の運行について責任を有する者を立ち合わせることに。

イ 被処分者等が立会い等を拒否する場合の取扱い

被処分者等が、処分執行への立会いを拒否し、又は使用制限書の受領を拒否する等の場合は、極力、被処分者等を説得して、処分執行を行うこととするが、被処分者等があくまでも処分執行手続きに応じない場合においては、使用制限書を被処分者の自宅郵便受けに投函するなど、社会通念上被処分者の支配下に入ったと認められる状態にした上で、対象車両に運転禁止標章をはり付けることによって、処分執行を行うこととし、次の事項に留意すること。

(ア) 対象車両が被処分者の駐車場等車両の運行を制限しても違法・迷惑にならない場所に所在している時に、処分執行を行うこと。

(イ) 被処分者等に対し、車両に運転禁止標章をはり付けること、使用制限期間中に当該車両を運行し、又は運転禁止標章を取り除くとそれぞれ罰則により処罰対象となることを口頭で告げること。

(ウ) 処分執行状況については、確実に記録しておくこと。

7 運転禁止標章の除去

(1) 運転禁止標章の除去申請の受理及び除去に関する事務については、当該申請に係る車両の使用の本拠の位置等を管轄する警察署長が行うこととし、除去した標章は、当該関係書類に編綴するものとする。

(2) 警察署長は、運転禁止標章の除去申請が行われた場合においては、提出された標章除去申請書及び添付書類を審査し、申請者が申請に係る車両の使用について権原

を有する者であり、かつ、当該車両を被処分者に使用させることがないことを確認した場合に、当該標章を除去するものとする。

8 処分についての警察庁への報告

交通企画課長は、処分が決定され、又は処分執行が行われたときは、処分内容等について、交通指導課を経由して放置駐車違反管理システム及び車両使用制限命令事案報告書の様式等を活用し、警察庁に報告するものとする。

9 処分の実効性確保のための措置及び命令違反事件の検挙

(1) 処分執行時の措置

処分執行の際には、運転禁止標章のはり付け状況及び対象車両の走行距離計の走行距離数を写真撮影等により記録し、処分期間中及び処分期間終了時に、必要に応じて、運転禁止標章のはり付け状況及び走行距離数に変化がないかどうか確認すること。

(2) 命令違反事件の積極的な検挙

対象車両が処分期間中に運転されるのが現認された場合や処分執行時と走行距離数に変化が見られる場合等の命令違反に該当する場合は、現行犯逮捕等の措置も含め、積極的に捜査し、検挙の措置を講じること。

なお、命令違反の主体となるのは、被処分者である自動車運転代行業者であるが、読替後の道交法第123条の規定により、当該自動車運転代行業者の代理人、使用人その他の従業員が、当該自動車運転代行業者の業務に関して対象車両を運転し又は運転させた場合は、その行為者も処罰対象となることに留意すること。

(3) 処分期間終了時の運転禁止標章の取除きについて

処分執行時に対象車両にはり付けた運転禁止標章は、処分期間終了時に、処分執行した警察署長が、担当職員をして取り除かせることを原則とし、除去した標章は、当該関係書類に編綴すること。

ただし、被処分者が十分に反省しており、処分期間終了後に被処分者自身に運転禁止標章を取り除かせることとしても、当該被処分者が命令を遵守すると見込まれる場合においては、当該被処分者自身に運転禁止標章を取り除かせることとしても差し支えない。この場合、警察署長は、被処分者に除去した当該運転禁止標章の提出を受け、当該関係書類に編綴すること。

処分期間終了前に運転禁止標章が破損され、または、取り除かれた場合は、道路交通法第75条第11項違反として捜査して検挙の措置を講じること。

車両使用制限命令事案報告書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

宮城県警察本部交通部交通企画課長 印

下記の者は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条の2第2項に規定に基づく処分事案に該当すると認められるので報告する。

使用者である自動車運転代行業者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	
使用者の住所	
車両の番号標の番号	
事 案 の 内 容 （ 当該使用制限基準に該当することとなった放置違反金納付命令・使用制限歴の状況を記載 ）	

処 理 結 果							
使用制限基準該当 車両の認知	平成 年 月 日						
放置違反金納付命令書・ 使用制限命令書の確認							
該当車両・使用 者等の現状確認							
処 分 量 定	日間		免除		平成 年 月 日		
聴聞の主宰者	所属			階級等			氏名
放置違反金納付命令 取消事由の確認①	確認日	平成	年	月	日	取消事由の有無	有・無
	告知等	平成	年	月	日	反則金納付確認	有・無
	内 容						
聴聞通知年月日	平成 年 月 日 (発出した日)						
聴聞公示年月日	平成 年 月 日 (掲示した日)						
代理人・参加人・ 補佐人の出頭等							
聴聞期日・ 場 所 変 更							
文書閲覧請求							
聴聞期日	平成 年 月 日						
聴聞出席者							
陳述書及び証拠書 類等の提出・還付							
聴聞続行・再開							
聴聞調書等 閲 覧 請 求							
放置違反金納付命令 取消事由の確認②	確認日	平成	年	月	日	取消事由の有無	有・無
	告知等	平成	年	月	日	反則金納付確認	有・無
	内 容						
処分決定年月日	平成 年 月 日						
決 定 日 数	日間						
処分執行年月日	平成 年 月 日						
運 転 禁 止 期 間	平成 年 月 日 から						
	平成 年 月 日 まで						
処分執行者	所属			階級等			氏名
使用制限命 令 違 反 等							
処分執行依頼	依頼日	平成 年 月 日					
	依頼先						
標章除去申請 備 考							

受 領 書

平成 年 月 日付 第 号

による「車両の使用制限命令に関する聴聞通知書」1通を確かに受領いたしました。

年 月 日

住 所

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

㊞

出席の有無 出席 ・ 欠席

宮城県公安委員会 殿

宮公委第 号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令について、同条第3項において準用する同法第75条第4項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

年 月 日

宮 城 県 公 安 委 員 会

印

記

- 1 聴聞の期日 平成 年 月 日 時 分開始
- 2 聴聞の場所
- 3 当 事 者 住所

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

宮公委第 号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令について、同条第3項において準用する同法第75条第4項の規定に基づく公開による聴聞を次のとおり行う。当事者の所在が不明のため行政手続法第15条第3項の規定により当事者に対する通知は、この告示をもって代える。

年 月 日

宮 城 県 公 安 委 員 会 印

記

- 1 聴聞の期日 平成 年 月 日 時 分開始
- 2 聴聞の場所
- 3 当 事 者 住所

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

- 4 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

- 5 その他

聴聞に関する事項を記載した書面は、当事者から請求があればいつでもこれを交付する。

第

号

車両使用制限処分執行報告書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

宮城県〇〇警察署長 印

(宮城県警察本部交通部交通企画課長)

車両の使用制限書の交付日時	平成 年 月 日 時 分
同上交付場所	
被交付者の住所、氏名	
標章を貼付した車両の番号標の番号	
処分執行した警察職員の官職氏名	
備 考 〔 処分執行の際における特異動向等について記入する。 〕	

宮公委第

号

車両使用制限処分執行依頼書

年 月 日

〇〇県公安委員会 殿

宮城県公安委員会



下記の者に対する車両の使用制限命令に関する処分の執行を依頼します。

使用制限書番号		第	号
被 処 分 者	車両の使用者である自動 運転代行業者の氏名（法 人にあつては、その名称 及び代表者の氏名）及び 住所		
	車両の番号標の番号		
執行依頼の理由			
添付資料		<input type="checkbox"/> 使用制限書 通 <input type="checkbox"/> 標 章 通 <input type="checkbox"/> その他（ ）	